

財務省告示 第二百十四号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六条第一項の規定に基づき、平成十四年五月二十日に発行する割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年五月十七日

財務大臣 塩川正十郎

一 名称及び記号 割引国庫債券(三年)(第十回)

二 発行の根拠法律及びその条項 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項及び平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十四年法律第二十号)第二条第一項

三 発行方法 郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四 発行額 額面金額で二百五十億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する割引国債については、額面金額で百億二千六百五万円、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する割引国債については、額面金額で百四十九億七千三百九十五万円

五 払込金額 二百四十九億三千五百万円

六 額面金額の種類 五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種

七 発行日 平成十四年五月二十日

八 募集の価格 額面金額百円につき九十九円七十四銭

九 償還期限 平成十七年五月二十日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十 償還金額 額面金額百円につき百円

十一 元金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金
支払取扱店並びに取扱郵便局

十二 募集期間 平成十四年五月二日から平成十四年五月十四日まで

十三 払込期日 平成十四年五月二十日